

第1回秋田県受動喫煙防止対策検討委員会

議事概要

1 日 時 平成27年9月30日(水) 午後3時30分～5時00分

2 場 所 ルポールみずほ

3 委員の出席

出席委員数： 12名

欠席委員数： 0名

4 議 事

(1) 報告事項

- ① 秋田県の喫煙・受動喫煙の現状について
- ② 受動喫煙防止に関する国の対策等について
- ③ 各都道府県の受動喫煙防止に関する取組について

(2) 協議事項

- ① 各団体等の取組状況について
- ② 秋田県の受動喫煙防止対策について

(3) その他

議 事

開会宣言、健康福祉部健康推進課がん対策室長のあいさつに引き続き、委員及び事務局職員の紹介が行われた。その後、事務局から4-(1)～(3)について説明が行われた。

(4-(4) 各団体等の取組状況について)

○**委員長** まず、始めに秋田県医師会の三浦委員をお願いします。

○**三浦委員** 秋田県医師会としては、受動喫煙防止を医師会員に周知、徹底することから始めた。特に、妊婦さんのたばこは、赤ん坊にとっても非常に危険なものであるので、できるだけ禁煙をしてもらう。乳幼児突然死は、両親がたばこを吸っている場合、非常に多くなる。口蓋裂や先天性心疾患などが母親の喫煙と関係があるとも言われている。実際、母親がたばこを吸うと、赤ん坊が苦しくて息を止めてしまうことがある。このような情報をパンフレットにして全会員に配布した。

こういった対象を絞った啓発のほか、県とともに受動喫煙防止秋田フォーラムを毎年開催している。県民に向けての医療フォーラムであるが、残念ながらたばこを吸っている方や健康被害を被っている方が集まっていないのが現状である。今後も受動喫煙の危険性をわかってもらえるように、活動を推進していきたい。

○**委員長** 次に、秋田たばこ問題を考える会の鈴木委員をお願いします。

○**鈴木委員** 秋田たばこ問題を考える会は1987年に発足した。会員は医師だけではなく、様々な職種の方に来ていただき、現在は30名弱で活動している。受動喫煙に関しては、2011年から受動喫煙防止秋田フォーラムを県、県医師会及び協会けんぽと共催で年1回開催している。また、たばこの害は周知の事実であると思うが、受動喫煙の害はなかなか知識が浸透していないという現状の中で、受動喫煙の危険性を普及させるべきとし、活動している。

○**委員長** 次に、全国健康保険協会秋田支部の二田委員をお願いします。

○**二田委員** 三浦委員、鈴木委員から発言があったが、たばこ問題に関して一緒に活動している。協会けんぽでは水色の保険証を持っている方の事業所が加入しており、県内の1/3の人口が加入者となっている。保健師が事業所を訪問しており、平成26年度に2,919カ所の事業所の禁煙の取り組みを調べたところ、全面禁煙は1,041カ所、空間禁煙は1,326カ所であった。協会けんぽでは、全面禁煙を啓発しており、フォ

ーラム、広報誌「まめだすか」、健康保険委員研修会等で受動喫煙防止について啓発を行っている。そのほか、クイズ形式による知識の普及を図るため、県とたばこ問題を考える会と共同で「タバコとりびあクイズ」を作成し、事業所や小中学校で実施している。

また、加入事業所に実施したアンケート結果をみると、「市内の飲食店やレストランでたばこの煙が立ち込める中で食事を提供しているところが結構ある。たばこを吸う人でも食事中は他人のたばこの煙は嫌なのに、なぜ灰皿が置いてあるのか」というコメントがあり、是非今回、このような人たちの意見をすくっていただきたい。関心を示した事業所を対象にミニのぼりとステッカーを配布し、「事業所内のどこに設置しているのか」と追加でアンケートを取ったところ、受付やドア、休憩室、食堂に設置した事業所が多く、本人に直接注意を呼びかけることは難しいが、ミニのぼりが目につき、暗黙の了解として効果が見られたようである。

この他、小学校での感想では、「外に行って吸った方がいいよと伝えたい」「タバコを吸っている人を見て、その道などを通るときには、手で口を押さえて、息を吸わないようにしています」などがあつた。たばこを吸わない子供を、吸わないまま大人に育てることが協会けんぽの取り組みの目指すところである。また、小学生向けにハガキを作成し、受動喫煙防止教室が終わった後に「親にメッセージを入れて渡してね」とお願いしている。がん対策室と共同でチラシを作り、関心を持たない人にも関心を持ってもらえるようにしているほか、由利本荘保健所と共同し、禁煙外来マップの作成や協会けんぽとしてもリーフレットの作成を行っている。

○**委員長** 次に、秋田労働局の齋藤委員をお願いします。

○**齋藤孝一委員** 人間は24時間のうち、睡眠が8時間、働いている時間が8時間、その他が8時間として3分割されるが、寝ている時間を除くと、職場にいる時間は半数以上を占めている。受動喫煙防止対策は、かなり重要なポジションであると感じている。法改正により受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となり、対象は事業所となっているが、公共施設や飲食店など、人が働く場所は全て事業所と考えられる。事業所エリアだけでなく、その他のエリアも努力義務の範疇であると考えられているのが現状である。そのため、引き続き受動喫煙防止対策を推進していくことを仕事として行っていきたい。

○**委員長** 他に、取組を御紹介いただける委員はいらっしゃいますか。では、大館市の小林委員をお願いします。

○**小林委員** 大館市では、妊娠の届け出の際に、お母さんたちから喫煙をしているかどうか、家族の中で喫煙者がいるかどうか確認し、喫煙の害についてお話しするという取り組みを行っている。また、全小中学校にリーフレットを配布している。平成23年度からは、学校の手上げ方式で、医師による講話を年3回行っている。たばこ、アルコール

について講話をし、アンケートを取ることで意識の変化を図っている。そのほか、たばこの害についてホームページに掲載したり、禁煙したいという方に対しては、市内6カ所の医療機関を紹介している。ただ、残念ながら当課への相談は今のところない。

○**委員長** 他に、取組を御紹介いただける委員はいらっしゃいますか。では、秋田県薬剤師会の黒沢委員をお願いします。

○**黒沢委員** 薬剤師会全体での活動ではないが、薬剤師の中には、小中学校、高校、幼稚園など、学校に勤める学校薬剤師がいる。私自身、高校では1年生から3年生を対象に、薬物乱用防止の講義を年1回行っており、学校側からは危険ドラッグについて時間をかけて話をしてほしいと依頼されるが、秋田県の子供たちは危険ドラッグや覚醒剤の話はピンとこないことが多いため、たばこやアルコールなどについても話をしている。このような講義の機会があり、私自身もたばこの害や受動喫煙の害について勉強するようになった。話をしていると、やはり親世代に吸う方が多く、子供たちはその煙を受動喫煙して生活している。そのため、受動喫煙の話は薬物乱用の中でもとても大事であると認識しており、薬剤師会の中でも小中学校の講義で極力、たばこの害の話をしている薬剤師も多くいる。

○**委員長** 他に、取組を御紹介いただける委員はいらっしゃいますか。では、日本たばこ産業株式会社東北支社の園田委員をお願いします。

○**園田委員** 日本たばこ産業は、たばこ販売の営利で生活をさせてもらっている。愛煙家の方のおかげで、私たちは商売をさせてもらっている現状だが、受動喫煙防止対策については前向きに取り組まなければならないと考えている。今の御時世では、たばこを吸われる方の方にフォーカスを当てて商売をすることはできない。たばこを吸われない方に迷惑をかけないようにする、協調ある共存を考えている。両者の共存のもと、理解した上でないと、たばこの商売はありえない。御批判を受ける部分もあると思うが、私たちは基本的には分煙推進といった立場である。

先ほど、齋藤委員から発言があったが、厚生労働省でも、事業主への上限200万円の助成事業がある。直近では、東京都でも予算総額10億円で、分煙整備費として補助対象経費の4/5以内、上限300万円の助成事業がある。この助成事業については、東京都が発表した。リーフレットなどには、日本たばこが進めている分煙コンサルティング事業について記載されている。受動喫煙の問題には、経済影響などの問題も顕著にあり、吸われない方に可能な限りご理解をいただけるよう進めていきたい。

(5-(5) 秋田県の受動喫煙防止対策について)

○**委員長** それでは、(5)「秋田県の受動喫煙防止対策について」、事務局から説明をお願いします。

〈事務局から説明〉

○**委員長** ただいま、事務局からガイドラインの方針等について、説明があったが、委員の皆様のご意見を伺いたい。事務局資料をもとに、追加、修正、削除していただきたい。全体の構成や盛り込むべき事項、分煙対策は適当か、特に、施設区分と対策はそれぞれ適当か、御意見をいただきたい。

○**鈴木委員** 基本的には異論はないが、とるべき措置の内容が、国が今まで制度化してきた範囲と比べ、同等かそれ以下のような印象を受ける。国の法律の後にガイドラインを制定するのであるから、もう少し踏み込んだ内容が必要なのではないか。

○**齊藤育雄委員** 私たちの組合は零細企業が大多数であり、たばこを吸う人も吸わない人もお客様としてやらせてもらっている。また、【資料4】の法、通知とは何を意味するのか。

○**事務局** 法とは健康増進法25条のことであり、通知とは厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」のことである。

○**齊藤育雄委員** 分煙などが注目されていることは組合としても認識しているが、10～15坪の店では、分煙のためにいくら補助金があっても不可能である。努力はするが、学校や病院、県の施設などにはいかない。食事を提供する場もあれば、アルコールを提供する場もあり、安らぎを求めてくるお客に「たばこはだめだ」とは言いづらいところがある。また、たばこを吸わない人に対して、たばこが吸える店だから帰ってくれとも言えない。飲食業としてはステッカーや禁煙時間を決めるようなことしかできないところがあり、皆さんの意見を聞いて参考にしていきたいと考えている。

○**三浦委員** 飲食店業界も営利などがあり、それが重要であるのは理解できる。だが受動喫煙の観点から言うと、従業員にも影響する。神奈川県的事例として、外食産業が狂牛病などの影響で営利が落ちていた中で、高校生アルバイトの受動喫煙防止のため店内全面禁煙にした店があり、結果的に子連れのお客が増加したことがあった。当初予想していた以上の効果がでた事例である。

神奈川県では条例を作るにあたって、喫煙か禁煙か店頭表示をするようにもした。ま

た、一番良いのは分煙の設備投資の不要な店外で吸ってもらうことである。ガイドラインができれば、会社、飲食店にどのようなことができるのかそれぞれ考えていただくことも大事ではないだろうか。

○**齊藤育雄委員** 飲食店には食事を提供する店もあれば、アルコールだけを提供する店もある。飲食店とひとまとめにされることがあるが、様々な職種のお店がある。神奈川県内の事例もあるが、業界として売り上げが30%落ちるとい調査もある。

○**鈴木委員** 【参考資料9-2】は、飲食店を含め、全面禁煙にした場合の営業収入がどのように変化したかについてである。たばこ産業との関連がない方が書いた論文では、大半でマイナス影響なしとされている。マイナス影響ありとしたのは、たばこ産業との関連がある方が書いた論文である。これが現状であり、決して全面禁煙にしても営業収入は減少しないであろう。営業収入が30%落ちるといレポートは恣意的なアンケートであり、減少しないという論文も多くある。

もう一点、世界での受動喫煙防止法について見ると、日本だけが受動喫煙防止法が制定されていない。世界ではパブやバーでも全面禁煙である。私もオランダ、イギリス、スペインなどを見てきたが、全く吸っている人はいない。店外でたばこを吸う人はいる。決して全面禁煙にしても収入が減って、店をやめなければならないわけではない。

○**浅利委員** ホテル、旅館等の業界の代表として参加している。業界としても受動喫煙防止対策については、基本的には同じ姿勢である。個人的にもたばこに対する考え方は、皆さんと差があるわけではない。しかし、私たちの組合の立場としても、齊藤委員がおっしゃることについて同感するところがあると、業界の者として申し上げたい。分煙などには様々な形で取り組んでいくが、お客が望んでいる以上、強いガイドラインになっていくことは出来るだけ避けていただきたい。

○**二田委員** ガイドライン策定の根拠となるものは、第2期健康あきた21計画にあり、たばこ対策に係る目標値を達成させるためのガイドラインでなくてはならない。様々な事情があるのは承知だが、日常生活で受動喫煙を有する者の割合の目標値、飲食店では18.5%、官公庁では100%を目指して、取り組んでいくというスタンスが必要である。飲食店での受動喫煙の機会を0%に近づけるとい県民意識になるよう、何をすれば良いのか意見をすりあわせる必要がある。事業所の目標値0%というのはかなり難しいことだと思うが、最近の経営者の方で、従業員の健康が財産となるという意見もある。吸っている人は構わないが、吸っていない人が吸っている人から害を受けないように工夫をする経営者も増えている。吸っていない人が健康のままにいられるようにする方向性で行けたら良いと思う。この目標値にどうやって近づけるのか、狭いお店でもど

のような工夫が出来るのか、という考えでやっていけば、がんの死亡率も20～30年後には減少しているかもしれない。

○**園田委員** 三浦委員からもあった神奈川県を受動喫煙防止条例のJTの窓口担当を行っていた。鈴木委員より、営業収入が30%落ちるというレポートは、「たばこ業界が関連した研究者による恣意的なレポートの結果」という発言があったが、たばこ事業者である私自身、その存在は知らない。齊藤委員の発言である「営業収入30%減少」については、私が神奈川県下で影響を受けたという事業者と話をする中で、実際に地元の組合、業界からは売り上げが減少したという声を聞いている。こういった声が上がっていることは事実である。また、神奈川の全面禁煙にしたお店の売り上げが落ちない理由は、禁煙にしたことできれいな空気の中で食事をしたい子連れのお客が増えたということにあると思う。そのようなケースもあるだろう。選択肢としてたばこを吸える店と吸えない店があると、吸えない店はメリットが強調できる。わかりやすい事例として、全面禁煙のコーヒーチェーン店と喫煙できるコーヒーチェーン店の例がある。たばこを吸いたい方は全面禁煙のコーヒーチェーン店を選ばない。選択肢があって、その中でそれぞれのお店がメリットをアピールしていけば、経済への大きな影響はないのではないかと。

また、複数の委員から話のあった店頭表示であるが、神奈川県では禁煙、喫煙、分煙などの店頭表示を義務化し、社会的な取り組みとして受動喫煙の防止を進めており、こういった店頭表示を県の指標として、推し進めていければいいのではないかと。JTとしても全面的にステッカーの作成等で協力していける。

○**委員長** ただいまの話で店頭表示についてあったが、大館保健所と北秋田保健所はステッカーの配布やゴールドメダルの表彰を行っている。職場の禁煙の一つの参考になると思う。子育ての観点から、小玉委員は何かありませんでしょうか。

○**小玉委員** 今日お聞きしたことを、子育て中の仲間たち等に広く発信していきたい。子育てをしている立場から言うと、店頭表示により禁煙かどうか分かることは、選ぶ側からしても安心につながる。入店してから席を移動することやまわりに注意したりすることは難しく、分煙まで行かずとも、区画で禁煙スペース等が分かれていますとすれば、入店する前から心の準備等ができる。実際のところ、学校や保育園は施設内禁煙だと思うが、スポーツ少年団や部活動での会合などでは喫煙される親がいる。ステッカーや資料などを親世代がより目にするようにすると良いのではないかと。子供たちが選択していくことが最も良いが、受動喫煙の機会にさらされている子供たちを助けるためには行政や協会などの連携が必要になると思う。安心した子育てにつなげていきたい。

○**委員長** 私もたばこは吸わないし、たばこの臭いも苦手である。旅行時などのホテル選びの際は禁煙であるかを判断基準にしている。インターネットなどで県内の状況を調べると、全館禁煙のホテル等はなかった。そういったホテル等は、長野県などが多かった。全館禁煙といったことはアピールにもつながるのではないか。

○**黒沢委員** ガイドラインの拘束力はどの程度で、罰則はあるのか。また、本委員会でガイドラインが策定された場合、すぐに県民に公表されるのか、または議会などを通すものなのか。

○**委員長** このことは、ガイドラインの策定にあたり基本的なこととなる。

○**事務局** ガイドラインの性質は、あくまでも対象の方に協力を求めるものである。ガイドラインで義務づけ、規制、罰則を設けることはできない。罰則を設けるためには条例化が最低限必要となる。ガイドラインはあくまでも一つの指針であり、それをベースにして関係各所に協力を求めていく。条例等の場合は議会を通す必要があるが、ガイドラインは行政の決裁により効果を発する。

本ガイドライン策定方針案は国の法制度と他県の事例を参考にして作成したものであり、この程度までは最低限事業者に協力をしていただけるのではないかと考えている。ガイドラインはこの検討委員会での意見などを総合的に勘案してつくりたいと思っている。県民との関係としては、ガイドラインを公表し理解を求めることになる。ガイドラインはどのように実効性を持たせるのかが重要であるため、業種や地域ごとの説明会や、セミナー、フォーラムなどでの普及啓発などを検討していきたい。

○**委員長** 一般的には、ガイドラインよりも条例の方が拘束力がある。ただし、条例の中でも罰則規定を設けることは難しいことである。東京都区内の路上喫煙防止条例には罰則規定がある区もある。秋田県もそこまで議論が成熟できることが望ましいが、まずは取っかかりのガイドラインの策定となる。

○**鈴木委員** 秋田県が最初に条例で罰則を規定すれば、とてもセンセーショナルとなる。しかし、それが難しいことは実感している。話を少し戻すが、吸っている人、吸っていない人を区別する視点のほかに、自分の雇用者の健康を守るという視点を、事業者や協同組合の代表の方に是非持っていただきたい。収益だけを重視し、従業員は受動喫煙により病気になっても良いという考えは通用しないだろう。また、事業者の施設を全面禁煙にすることは、かなり大きなアピールになるのではないか。しかし、それはここ2～3年の話で、5～6年経って実践してもアピールとはならないだろう。

○齋藤孝一委員 飲食店やホテル等は店舗面積があり、お客が出入りする空間がある。基本的に職場は禁煙か分煙か、どちらかにするのが原則と思うが、お客の出入りするスペースがあると、それが不可能な場合がある。今回の労働基準法の改正で新しい考えが一つできた。飲食店やホテル等に、構造的な面で喫煙可能区域というもの設ける考えである。分煙の様に感じるが、そのエリアの中は煙が逆流しないような空気の流れが構造的に考えられて区域分けするというもの。喫煙可能区域を設定するに当たって、設備費用の助成を行う制度も今回できた。分煙のようにエリアを分けただけでなく、科学的に空気が逆流しないような構造となっている。こういった考えを持つことで飲食店やホテル等が全面禁煙にしなくても、取り組めるのではないだろうか。

○三浦委員 秋田市での東北六魂祭は会場全面禁煙であったが、苦情等なく成功例となった。これは国の通知の「屋外であっても、特に子供の利用が想定される公共的な空間」に当たると思うが、そこでは「適切な措置を講じること」ではなく、「原則、全面禁煙」としてもらいたい。受動喫煙は迷惑という問題ではなく危険なことであるので、この国の通知よりも踏み込んで、「全面禁煙」にしてもらいたいと思う。これらのあたりから始めて、ガイドラインの周知、関係各方面との調整となると良いのではないか。

また、広島県では来年から条例を制定するが罰則規定はないようだ。オリンピックもあり、おそらく国をリーダーとしてたばこ問題に対し推進して行くと思うが、後からガイドラインや条例の策定を行う自治体に秋田県が追い越されないよう、一歩先を行くガイドラインとしてほしい。

○委員長 踏み込みが足りないという意見に関して、具体的な意見であったと思う。

○園田委員 国の通知に文言があるが、官公庁の部分の全面禁煙について、直近だと大阪府の事例がある。府庁舎を敷地内禁煙にしたところ、昼休みの時間に40～50人の府庁舎職員が、庁舎前のコンビニエンスストアの喫煙スペースに集まり問題となった。その後、大阪府は敷地内の喫煙スペースを復活させたい。不特定多数が利用する中で、他の方に迷惑をかけることは、たばこメーカーとしても不本意であるが、やはり受動喫煙防止対策を実効的に進めていくために、いわゆる受け皿となる、他人に迷惑をかけない喫煙所の整備等が必要になるのではないかと思う。かつ、自治体で喫煙者のためだけに整備することが難しいのであれば、弊社としても運営に対するアドバイスや、喫煙所設置に関する予算の様なもので協力していくことも可能である。受動喫煙の防止を推進していくためにも、喫煙場所の設置を検討していただきたい。

2点目として、こういった内容に関しては、地元のたばこ販売組合にも逐次報告をしている。たばこ販売組合から、この委員会の中で発言をしたいとの意見があった。この

提案を承諾していただけるのであれば、次回以降の検討委員会で少し意見陳述の時間を与えてもらいたい。

○委員長 ただいまの、たばこ販売組合の意見陳述について、いかがでしょうか。これは生産側ではなく、販売側ですか。

○園田委員 今、話しがあるのは販売側からである。

○鈴木委員 このガイドライン、検討委員会の目的は、たばこを買わないでくれという話ではなく、受動喫煙を防止することである。たばこの販売を目的としている人が委員会で話すことは意味がないのではないか。喫煙率0%という話ではなく、あくまでも受動喫煙防止の話である。

○齋藤孝一委員 話の中身が受動喫煙防止の部分だけなのか。

○園田委員 受動喫煙防止対策の部分に限定する。

○二田委員 たばこ販売組合の方は、たばこの害について十分な認識をしているのか。例えば、子供は中耳炎になるおそれがあること、歯にも影響があること、とても小さなたばこの微粒子が子供達のいる空間に舞っていることなどである。本来目的から逸れないためにも、しっかりとした知識を持った方であれば良いのだがいかがか。嗜好は人権でもあるが、他人の生命、健康を害してまで吸わなければならないものなのかを考えてもらいたい。

○園田委員 私自身も勉強不足であるだろうし、たばこ販売組合の方も専門的なレベルでの見地から意見を述べることはできないと思う。議論をする立場ではなく、声だけでも聞いていただきたいと思う。

○委員長 受動喫煙防止対策委員会設置要綱の第5条の3により、たばこ販売組合の方の出席の是非は、委員長の判断でよろしいか。

○黒沢委員 単なる出席にするのか委員にするのか、どちらなのか。

○委員長 委員にするのではなく、出席である。園田委員が販売組合の代弁をするという形ではどうか。

- 小林委員** 受動喫煙防止の検討委員会であるので、たばこ販売の方がお話しをするのは違うのではないだろうか。できるのであれば、委員長の意見にあった代弁という形にしてみたい。
- 委員長** 他の委員からも出席への賛成意見がないようであるので、メッセージなどでの代弁の形でお願いしたい。
- 園田委員** 私の代読という形で承知した。
- 委員長** では、時間となったが、事務局から何かあるだろうか。
- 事務局** 検討委員会のスケジュールは、今回を含めて3回の開催となっている。本日の議事録を各委員に送付するので、それを踏まえて御意見をいただければ、次回の提案するガイドライン案に反映させたいと思う。
- 委員長** その他について、皆様から何かございますか。以上で本日予定していた議題を終了とする。

－閉会－